- 1 重要な会計方針
 - (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの····・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 … 取得原価
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行っています。
 - ② 出資金

ア 市場価格のないもの…………出資金額

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年~50 年

工作物 10 年~75 年

物品 2年~18年

② 無形固定資産……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を 計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、東京都市町村職員退職手当組合における積立額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

- (6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準 物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。 ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
 - ② 資本的支出と修繕費の区分基準 資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。
- 2 重要な会計方針の変更等

 - (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更・・・・・・・該当事項はありません。

- 5 追加情報
 - (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計

宅地造成事業特別会計

下水道事業特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —%

連結実質赤字比率 —%

実質公債費比率 6.9%

将来負担比率 —%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 667,926 千円

⑦ 過年度修正等に関する事項

ア 前年度末資金残高、前年度末純資産残高

前年度の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の資金収支計算書において、前年度末資金残高を 127,601 千円から 222,031 千円に修正しています。また、本年度の純資産変動計算書において、前年度末純資産残高の固定資産等形成分を 17,975,549 千円から 20,898,197 千円、余剰分(不足分)を 491,625 千円から 2,336,593 千円に修正しています。

イ 有価証券

過年度の有価証券の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。強制評価減の未計上分の修正により、本年度の貸借対照表において有価証券を 29,860 千円減額し、純資産変動計算書においてその他(固定資産等形成分)を同額減額しています。また、前年度に出資金として計上すべき金額が有価証券に計上されていたため、本年度の貸借対照表において、有価証券を 4,000 千円減額し、出資金を同額増額しています。

ウ その他 (流動資産)

過年度のその他(流動資産)の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。 この修正により、本年度の貸借対照表において、その他(流動資産)を 122,059 千円減額し、純 資産変動計算書においてその他(余剰分(不足分))を同額減額しています。

エ 地方債

過年度の地方債の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、地方債が30,453千円増額し、純資産変動計算書においてその他(余剰分(不足分))を同額減額しています。

才 退職手当引当金

過年度の退職手当引当金の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、退職手当引当金を 484,861 千円減額し、純資産変動計算書においてその他(余剰分(不足分))を同額増額しています。そして、本年度の貸借対照表において、その他(基金)が 409,496 千円増額し、純資産変動計算書においてその他(固定資産等形成分)を同額増額しています。

カ その他

上記以外の科目においては、未収金、短期貸付金、長期貸付金、長期延滞債権の前年度の計上に誤りがあったため適切に修正しています。この修正により、本年度の純資産変動計算書において、前年度末純資産残高の固定資産等形成分を 937 千円増額し、余剰分(不足分)を 7,623 千円減額しています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、 売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

- ② 減債基金に係る積立不足額 なし
- ③ 基金借入金(繰替運用)

区分	期間	繰替運用額
財政調整基金	令和 2 年 1 月 14 日~令和 2 年 5 月 27 日	500,000 千円

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,563,727 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 1,906,520 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 266,815 千円

将来負担額 3,290,601 千円

充当可能基金額 2,547,661 千円

特定財源見込額 0 千円

- (3) 純資産変動計算書に係る事項
- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容
 - ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (4) 資金収支計算書に係る事項
- ① 基礎的財政収支 183,666 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)		支出 (歳出)	
歳入歳出決算書	4,762,984 1	-円	4,514,280	千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	245,573 1	-円	245,157	千円
相殺消去に伴う差額	△124,645 T	-円	△124,645	千円
繰越金に伴う差額	△222,031 T	-円	_	千円
資金収支計算書	4,661,881 T	-円	4,634,792	千円

- ・地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(宅地造成事業特別会計、下水道事業特別会計)の分について相違します。
- ・一般会計と特別会計間の取引について相殺消去を行っている分について相違します。
- ・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。なお、繰越金に伴う差額には、一般会計等財務書類の対象範囲である各会計の繰越金の合計額を記載しています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	789,184 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	215,846 千円
未収債権、未払債務等の増減	△744 千円
減価償却費	△583,803 千円
賞与等引当金の増減	△65,813 千円
徴収不能引当金の増減	△141 千円
資産除売却益 (損)	△7,846 千円
純資産変動計算書の本年度差額	346,683 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 300,000 千円

一時借入金に係る利子額 なし